

尼崎ハイキングクラブ会則

第1章 総則

- 第1条 当会の名称は、尼崎ハイキングクラブと呼ぶ。事務所を、尼崎市内に置く。
- 第2条 当会は、日本勤労者山岳連盟（略称 労山）傘下の兵庫県勤労者山岳連盟（略称 兵庫労山）に加盟する。

第2章 目的と活動

- 第3条 当会は、ハイキング・登山を広く市民のものとし、ハイキング・登山活動・自然保護活動を通じて会員相互の親睦を深め、正しい倫理観を身につけ、心身を鍛え、健康で明るい生活に寄与する。
- 第4条 当会は、前条の目的を遂行するために、次の活動を行う。
1. 月に1回以上の山行例会
 2. 会報の発行
 3. 会員を拡大する活動
 4. 講座等の教育啓蒙活動
 5. 広く市民を対象にした啓蒙活動
 6. その他、目的遂行に必要な活動

第3章 会員

- 第5条 当会の会員は、個人会員・家族会員からなる。
1. 個人会員 会活動に参加し、選挙権、被選挙権を有する。
 2. 家族会員 同居家族2名以上で入会した場合は家族会員とし、個人会員と同等の権利を有する。
- 第6条 入退会手続き
1. 入会を希望する者は、所定の用紙に必要な事項を記入して申込むこと。
 2. 入会申込書を受理した場合は、役員会にはかり承認する。
 3. 本人から退会の申し出があった場合には、退会を認める。
 4. 一年以上会費を滞納した場合には、退会したものとみなす。
 5. 本人から休会の申し出があった場合には、役員会にはかり休会を認める。
なお、休会した場合には復帰するまで全権利を停止する。

第4章 役員

- 第7条 当会は次の役員を置く。
- | | | | | | |
|----------|----|---------|-------|---------|----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 2名 | 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 事務局次長 | 1名 | 5. 運営委員 | 必要な人員 | 6. 会計監査 | 2名 |
- 第8条 役員を選出は総会で行う。但し欠員が生じた場合は他の役員が兼務又は役員会で会員より補充を行う。
- 第9条 役員任期は、次期総会までとし、再選を妨げない。
但し、補充役員任期は、前任者の残りの期間とする。
- 第10条 役員職務
1. 会長 会長は、当会を代表し、当会を統括する。
 2. 副会長 会長を補佐し、会長不在時には会長の代行を行う。
 3. 事務局長 日常活動を総括し、会務の円滑な遂行をはかる。
 4. 事務局次長 事務局長を補佐し、事務局長不在時には事務局長の代行を行う
 5. 運営委員 日常活動の円滑な遂行をはかる。

6. 会計監査 独立機関として予算の適正な執行と決算、積立金報告書の監査を行い総会で報告する。

第5章 機関

第11条 総会は、当会の最高決議機関である。

1. 総会は、会長が召集する。
2. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
3. 総会に出席できない会員は、委任状をもって出席とみなす。
4. 総会の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

第12条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であり、かつ執行機関である。

1. 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、運営委員で構成され会長が召集する。
2. 役員会は、前項（第1項）役員員の過半数の出席をもって成立する。
3. 役員会の決議は、第1項出席役員員の3分の2以上の賛成をもって成立する

第6章 会計

第13条 当会の会計年度は、6月1日から翌年5月31日までとする。

第14条 会計報告は、会計監査をうけたのち、総会の承認を受ける。

第15条 当会の経費は、会費・入会金・寄付金・その他をもってあてる。

1. 入会金は、入会者一人につき500円とし、再入会者は免除する。
2. 個人会員の会費は、一人月額1000円とする。
3. 家族会員の会費は、一家族月額1800円とする。
4. 会費は、何れの場合も3ヶ月分以上の前納とする。
5. 滞納している会費は、退会時に全額支払う義務を負う。

第16条 一度納入した会費・入会金は、退会しても原則として返却しない。

第7章 会則の改廃及び委任

第17条 会則の改廃は、総会出席者の3分の2以上の承認を要する。

第18条 この会則に定められていない事項及び問題点については、役員会の決議で処理することができる。

第19条 この会則は、昭和55年（1980年）5月18日より施行する。

昭和56年（1981年）5月31日 一部改正

昭和57年（1982年）6月 6日 一部改正

昭和61年（1986年）6月29日 一部改正

平成 5年（1993年）6月27日 一部改正

平成 9年（1997年）6月29日 一部改正

平成10年（1998年）6月21日 一部改正

平成12年（2000年）7月23日 一部改正

平成18年（2006年）6月18日 一部改正

1. この改正は平成19年（2007年）1月1日より実施する。

平成20年（2008年）6月22日 一部改正

平成21年（2009年）6月20日 一部改正

平成25年（2013年）6月16日 一部改正

平成29年（2017年）6月17日 一部改正